

大分県公共事業評価実施要領

(目 的)

第1条 公共事業の効率化及び重点化を図るとともに、事業実施過程における透明性の向上を図るため、県が実施する公共事業について、次の三つの公共事業評価を実施する。

- (1) 新たに着手しようとする事業について、事業開始前に、事業着手の適否に関する評価を行う（以下「事前評価」という。）。
- (2) 事業採択後一定期間が経過し、なお継続中の事業等について、事業継続の適否に関する評価を行う（以下「再評価」という。）。
- (3) 既に完了している事業について、事業完了後の事業の効果、環境への影響及び今後の課題等に関する評価を行う（以下「事後評価」という。）。

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、農林水産部及び土木建築部が所管し、県が事業主体となる国庫補助事業及び県単独事業の公共事業で、災害復旧事業（改良復旧に係る事業を含む。）及び維持管理に係る事業を除いた事業のうち、次のとおりとする。

- (1) 事前評価は、新たに着手しようとするすべての事業を対象とする。
- (2) 再評価は、次の事項に該当する事業を対象とする。
 - ア 事業採択後5年目（事業採択年度を1年目と数える〔以下同じ。〕。）で未着工の事業
 - イ 事業採択後、長期間が経過し、なお継続中の事業
 - ウ 事業採択前の準備・計画段階で5年目となる事業
 - エ 再評価実施後、一定期間が経過している事業
 - オ 社会経済情勢の急激な変化等により、再評価を実施する必要性が生じた事業
- (3) 事後評価は、次の事項に該当する事業を対象とする。
 - ア 事業完了後5年目（予算最終年度の翌年度を1年目と数える〔以下同じ。〕。）となる事業で、事業特性等を考慮して定めた「同種事業一覧表」（別表）の事業区分ごとに、総事業費が最大となる事業
 - イ 事後評価を行った結果、再度の事後評価を実施する必要性が生じた事業
 - ウ 上記以外の事業で、特に事後評価を実施する必要性が生じた事業

(実施時期)

第3条 事前評価は、新たに事業に着手しようとする年度の前年度までに実施するものとする。

2 再評価の実施時期は、各事業所管部が定める再評価実施要領の定めによるものとする。

3 事後評価は、事業完了後5年目の年度内に実施するものとする。

ただし、大分県事業評価監視委員会が認めた場合は、事業完了後6年目の年度内に実施できるものとする。なお、事後評価を行った結果、再度の事後評価を実施する必要が生じた事業等については、随時の適切な時期に実施する。

(事業評価監視委員会の設置)

第4条 県は、第三者の意見を求めるため、学識経験者等で構成される大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(評価の実施)

第5条 事前評価の実施については、次のとおりとする。

(1) 県は、対象事業について事前評価を行い、対応方針を決定するものとする。

(2) 前号において、以下に掲げる事業又は特に委員会の意見を聴く必要があると認められる事業については、委員会の意見を聴いた後に、対応方針を決定するものとする。

農林水産部が所管する事業 総事業費10億円以上の事業

土木建築部が所管する事業 総事業費20億円以上の事業

(3) 事前評価の実施に関する詳細は、各事業所管部の事前評価実施要領に定める。

2 再評価の実施については、次のとおりとする。

(1) 県は、対象事業について再評価を行い、対応方針を決定するものとする。

(2) 再評価の実施に関する詳細は、各事業所管部の再評価実施要領に定める。

3 事後評価の実施については、次のとおりとする。

(1) 県は、対象事業について事後評価を行い、対応方針を決定するものとする。

(2) 前号において、対象事業のうちの大規模事業については、委員会の意見を聴いた後に、対応方針を決定するものとする。

(3) 前号の大規模事業とは、次に該当する事業をいう。

ア 総事業費が20億円以上の事業

イ アに準じる規模の事業で、特に委員会の意見を聴く必要があると認められる事業

(4) 事後評価の実施に関する詳細は、各事業所管部の事後評価実施要領に定める。

(評価結果の公表)

第6条 公共事業評価の結果は、公表するものとする。

(総括的事務)

第7条 公共事業評価に関する総括的事務は、土木建築部建設政策課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、公共事業評価の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年 9月13日から実施する。

(大分県事業再評価実施要領の廃止)

2 本要領の施行に伴い、「大分県事業再評価実施要領（平成16年4月1日）」は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年12月7日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

(別表)

同種事業一覧表

事業課・室	同 種 事 業
〔土木建築部〕	
道路建設課・道路保全課	① 道路改良事業
	② 交通安全事業
河川課	① 河川事業
	② ダム事業
	③ 海岸事業
港湾課	① 港湾事業
	② 海岸事業
	③ 環境整備事業
砂防課	① 砂防事業
	② 地すべり対策事業
	③ 急傾斜事業
都市・まちづくり推進課	① 都市計画道路
公園・生活排水課	① 公園事業
	② 下水道事業
公営住宅室	① 住宅建設事業
〔農林水産部〕	
農村基盤整備課	① 農道整備事業
	② 総合整備事業
	③ 農地整備事業
	④ かんがい排水事業
	⑤ 農地防災事業
林務管理課	① 林道整備事業
森林保全課	① 治山事業
水産振興課	① 水産基盤整備事業（漁場整備）
漁港漁村整備課	① 水産基盤整備事業（漁港整備）
	② 海岸整備事業